

令和8年5月20日

保護者の皆様

厚岸町立太田小学校長 櫻 井 順

学校敷地内禁煙・受動喫煙防止のお願い

向暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の学習活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先日、厚岸町教育委員会より学校敷地内での禁煙および受動喫煙防止の徹底についての通知が届きました。これは、令和元年(2019年)7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が施行され、原則、学校は敷地内禁煙となっていること、令和2年(2020年)3月には「受動喫煙ゼロ」の実現を目指し、「北海道受動喫煙防止条例」が交付されていることに基づいています。

つきましては、学校敷地内での禁煙および受動喫煙防止へのご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。これまでもご協力いただいていることではありますが、運動会をはじめ、学校行事等で学校へお越しになる際にはご留意いただきますようお願い申し上げます。

お 願 い

1. 学校敷地内は禁煙です

左の写真の赤い部分が学校敷地です。
この中は禁煙です。ご協力をお願いします。

2. 受動喫煙防止にむけて

● 受動喫煙を防止するため、左の写真の黄色い部分（オアシス看板付近）を喫煙場所として指定いたします。なお、喫煙の際には、下記3点を併せてお願いします。

- ① 携帯灰皿をお持ちください。たばこの吸い殻は各自で処理をお願いします。
- ② 近くを通る方々への受動喫煙防止の配慮をお願いします。
- ③ 道路を渡る際には、交通安全にご留意ください。



以上